

掛川市条例第28号

掛川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税の減免）</p> <p>第80条 （略）</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加え</p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税の減免）</p> <p>第80条 （略）</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、前年度において前項第2号の規定により減免の対象となった固定資産であって、当該年度においても引き続き当該減免の対象となった事由に変更のないものについて減免を受けようとする者については、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加え</p>

<p>た数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第17条の2 （略） 2～16 （略）</p> <p>17 （略）</p>	<p>た数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第17条の2 （略） 2～16 （略）</p> <p><u>17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>18 （略）</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第17条の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正 公布の日
 - (2) 第80条第2項にただし書を加える改正 平成30年4月1日
 - (3) 第15条第2項及び附則第9条第1項の改正 平成31年1月1日
- 2 改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第15条第2項及び附則第9条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第80条第2項及び附則第17条の2第17項の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。